

## 教育委員会 2月定例会会議録（要旨）

招 集 月 日	平成 27 年 2 月 12 日 (木)	
招 集 場 所	瀬戸市文化センター 1階 12会議室	
出 席 委 員	委員長 水野 教雄 委 員 加藤 雅人 委 員 加藤 智子	委員長職務代理者 松本 恵美子 委 員 梶田 俊裕 教 育 長 深見 和博
欠 席 委 員	加藤 高明	
議案説明のため に出席した職員	教 育 部 長 学校 教育 課 長 学校教育課主幹 図 書 館 長 交流 学び 課 長 文 化 課 長 地域活動支援室長	加藤 泰 加藤 都志雄 早川 寿 鈴木 肇 藤井 邦彦 服部 文孝 中桐 章裕
書 記	学校教育課課長補佐	熊谷 由美
傍 聴 人 数	3名	
開 会 時 刻	午後 2 時 05 分	
閉 会 時 刻	午後 3 時 10 分	
	議 題	可否
(報告事項)		
1 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について		
2 催物の後援・推薦に係る実績報告について		
3 平成 26 年度小中学校卒業式祝辞・告辞の朗読者・代読者について		
4 専決処分の報告について		
5 平成 26 年度瀬戸市公民館大会の開催について		
6 国指定史跡および国登録文化財の意見具申について		
(議 案)		
第 5 号議案 平成 26 年度瀬戸市教育委員会 3 月補正予算（案）について		可
第 6 号議案 平成 27 年度瀬戸市教育委員会当初予算（案）について		可
第 7 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		可
第 8 号議案 教育長の勤務時間等に関する条例の制定について		可
第 9 号議案 瀬戸市職員の定数条例の一部改正について		可
第 10 号議案 愛日地方事務協議会規約の一部変更について		可
(その他)		
1 教科書採択に関わる教育委員会の職務執行に関する要請書について		
2 NIHONGO スピーチコンテストについて		
3 瀬戸市スポーツ功労者等顕彰について		
4 小中学校適正配置に向けた動きについて		
5 知的障害のある子どもたちが通う特別支援学校の建設について		
6 日程		

	<p>開会 午後2時05分</p> <p>委員長から傍聴者に対して注意事項の説明があった。</p> <p>1月定例教育委員会会議録（要旨）の承認を受けた。</p> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について 学校教育課長から、審査結果報告書をもとに、1.「2015いけばな芸術展」はじめ7件について、催物の審査結果報告があった。</li> <li>2 催物の後援・推薦に係る実績報告について 学校教育課長から、実績報告書をもとに「家族の絆づくり事業 家庭で楽しむトレッキング」はじめ5件について催物の実績報告があった。</li> <li>3 平成26年度小中学校卒業式祝辞・告辞の朗読者・代読者について 学校教育課長から、資料をもとに、3月5日（木）に開催される中学校卒業式、3月20日（金）に開催される小学校卒業式への出席及び教育委員会告辞の依頼並びに代読者の報告があった。</li> <li>4 専決処分の報告について 学校教育課長から、専決処分の報告について資料のとおり報告があった。</li> <li>5 平成26年度 濑戸市公民館大会の開催について 地域活動支援室長から、2月28日（土）に開催される瀬戸市公民館大会について、資料のとおり報告があった。期間中開催している「陶のまち瀬戸のお雛めぐり」への誘客の相乗効果を狙い、今年度は会場を文化センターから瀬戸蔵に変更し開催する旨の報告があった。</li> <li>6 国指定史跡および国登録文化財の意見具申について 文化課長から、国指定史跡および国登録文化財の意見具申について、資料のとおり、「瀬戸窯跡」という名称のもとに、複数の窯跡を指定していくことが可能となるように文化庁に申請し、今後は時代ごとに特徴のある窯跡について追加指定をしていく旨の報告があった。 また、山繁商店については、文化庁の調査官及び専門家からの、「ほぼすべての建物について歴史的価値がある」という意見をもとに、国登録文化財の意見具申を行い、登録後は保存管理計画を策定し、活用に向けて次のステップにしていきたい旨の報告があった。</li> </ol>
松 本 委 員	山繁商店ですが、平成27年から計画、28年から耐震補強工事を行うとのことですが、こここの近くをよく通りますがすごく狭い道で、通学路になっていると思います。これが決定されて大々的になれば、安全確認や皆さんへの告知を徹底してください。
文 化 課 長	間もなく取得しますが、来年度については地元の方々等にも話を持っていきながら、どのように活用していくのかということを一緒に考えていただくと共に、スケジュール等も提示しながらやってくつもりでございます。建造物を使って瀬戸市が展開するのは今回初めての件になりますので、その辺については慎重に進めながら、まちなかの市街地の活性化においては大きな位置付けを有するものと思いますので、うまくいくように頑張っていきたいと考えております。
委 員 長	瓶子陶器窯跡の場所は真ん中あたりですか。自分が赤津の出なので、余分なことですが、子どもの頃「おこじょろさん」と呼んでいた場所で、「狐のじょろさんが出て騙す

	ので近づいてはいけない」と言われていた場所です。こんな川があったのですね。
松 本 委 員	そういう話や、それに関連していろいろな伝説や神話みたいなものが残っている事も併せて聞きながらいいなと思いました。
文 化 課 長	実際に指定されれば、今後活用のための文化庁の補助金がつきますので、それを利用しながら公開できるような施設整備をしてきたいと思っており、中身についてもただ窯跡を見せるのではなく、陶四郎の茶器を焼いたといわれる、陶祖の名前も出てくる窯跡ですので、尾張藩との関係なども含めて、昔から部落にとっても大切な窯跡だということを認識しながら今後整備していきたいと考えております。
委 員 長	<p>(議 案)</p> <p>第5号議案 「平成26年度瀬戸市教育委員会3月補正予算(案)について」を上程 学校教育課長から、資料をもとに平成26年度瀬戸市教育委員会3月補正予算(案) について、歳入として、体育館非構造部材落下防止対策に伴う国庫補助金6,077千円の増額補正、ふるさと納税の寄付金100千円の増額補正を行う旨説明がなされた。 また歳出として、寄付金を充てるもので小学校費100千円を増額、小学校要保護準要保護児童生徒就学奨励金が予想を下回ったため△3,000千円の減額補正を行う旨の説明がなされた。</p> <p>他にご意見、ご質問はありませんか。 なければ採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	異議なし。(全員挙手)
	<審議の結果、原案どおり承認する>
	第6号議案 「平成27年度瀬戸市教育委員会当初予算(案)について」を上程 学校教育課長から、資料をもとに平成27年度瀬戸市教育委員会当初予算(案) について、歳入は44,028千円で対前年比2,339千円の増額、歳出は1,496,649千円で対前年比△14,313千円の減額であることの説明がなされた。また図書館長から平成27度教図書館当初予算(案)について、歳入は202千円で対前年比△5千円の減額、歳出は111,556千円で対前年比1,478千円の増額であることの説明がなされた。
加藤雅人委員	まるっとせとっ子フェスタの予算が上がっていますが、すばらしい事業だと思いますが、それ以上にどう必要でつけられているのか説明してください。
学校教育課主幹	せとっ子音楽会の部分で、文化センターへのバスでの移動が、どの学校も積極的に参加したいということで今年かなり不足しました。その分を補うためです。
加藤雅人委員	学校建設費の西陵小学校の増築・改修工事設計業務委託は、西陵小学校の周りは皆ほとんど隣接学校選択制を使いこちらへ入ってみえると思います。わざわざ隣接学校選択制を使って校舎がいっぱいなのにこの制度を使うことはルール違反ではないでしょうか。隣接学校選択制はいっぱいであれば入れませんとやっていたと思います。なおかつ増築されるということは、牧場の近くに小さな住宅ができましたので、十軒町の方も水野小学校の連区なのになぜ西陵小学校を増築するのでしょうか。隣接学校選択制は今問題になっていると思います。水野連区なのに西陵小学校に来ている、そのところのきちんとした分け方を、隣接学校選択制でやっておられないのではないか。西陵小学校を増築するということは西陵連区で子どもが増えているのか、教えていただきたい。
学校教育課長	北みずの坂の開発が急激に進みまして、予定をしていた以上に児童・生徒数が増えて

	<p>きたという中で、私どもは最初から西陵小学校を増築すると進めたわけではございません。水野小学校も当然増築すべき対象として考えました。考えた場合に、隣接学校選択制をやめた場合、水野小学校でも増築が必要になる事がわかりましたので、隣接学校を選択するにしてもやめるにしてもどちらにしても増築が必要だという結論に達しました。どちらを増築するかという検討につきましては、やはり今の隣接学校選択制を廃止するより継続していくことが良いだろうということで西陵小学校の増築を選択したところでございます。</p>
加藤雅人委員	<p>それもわかるのですが、ただ隣接学校選択制というは学校のキャパがいっぱいなら水野小学校へ行かなければいけない。西陵小学校に枠があるので受け入れますという形でやっていたと思うのです。水野小学校にはまだ余裕があるのではないかでしょうか。もう一点は自治会との問題等もあると思います。自治会も隣接学校選択制についていろいろ意見を言っていただいている方がみえますので、その辺についても考慮していかないといけないのではないかと思います。</p>
学校教育課長	<p>隣接学校選択制の問題は確かにいろんな方から意見をいただきしております、これはまた検討の余地があると思っておりますが、隣接学校選択制をやめた場合に水野小学校がどうなるかについては、水野小学校自体の児童・生徒数が今後どんどん増えていくという見込みを持っています。0歳児からの数字を持っていまして、水野小学校自体が増えていき、さらにそこへ隣接学校選択制をやめた子どもたちがどんどん行くと西陵小学校と同じ数だけの増築をしなければいけないということで、同じ費用をかけて増築するのならどちらがいいだろうという選択の中で西陵小学校の増築を選んだということでございます。</p>
加藤雅人委員	<p>水野小学校でもいいのではないですか、今後増えるなら、北みずの坂以外なら水野の方が通いやすいのではないですか。</p>
教育部長	<p>判断の基準は学校教育課長が申し上げている通りです。隣接学校選択制を続けた場合も水野小学校も増えていきますし、隣接学校選択制をやめ、北みずの坂が全部水野小学校へ来る形となり水野小学校の増築も考えなくてはならない中で、西陵小学校と水野小学校どちらが全体として効率的か、投資をするので、子ども達の今の姿、全体を通して総合的に判断して今回の予算として、西陵小学校の増築を選択してあげさせていただいている。これで市議会に出して予算案の説明をさせていただき、そこで承認を受けたいと思っておるところです。</p>
委員長	<p>他にご意見、ご質問はありませんか。 なければ採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>異議なし。（全員挙手）</p> <p>&lt;審議の結果、原案どおり承認する&gt;</p> <p>第7号議案 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を上程</p> <p>学校教育課長から、資料をもとに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、具体的には、教育長は議会の同意を得て首長が任命すること、教育長が一般職から特別職になること、その任期は3年とすること、教育長が教育委員会のトップとなること、教育長が教育委員でなくなること。大綱については総合教育会議を設け首長・教育長・教育委員により構成された公開の会議を開催することなど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例で関係</p>

	<p>する「瀬戸市旅費条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、瀬戸市議会委員会条例、瀬戸市特別職報酬等審議会条例、瀬戸市教育委員会の定数を定める条例、瀬戸市教育委員会教育長の給与等に関する条例」の7本の条例をまとめて改正し、附則で現に在職する教育長の任期中は改正前の条例を適用する経過措置が設けられる旨の説明がなされた。</p>
委 員 長	<p>他にご意見、ご質問はありませんか。 なければ採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>異議なし。（全員挙手）</p> <p>＜審議の結果、原案どおり承認する＞</p>
	<p>第8号議案 「教育長の勤務時間等に関する条例の制定について」を上程</p> <p>学校教育課長から、資料をもとに、教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、新教育長は特別職となるが、これまでと同様に「常勤」「職務専念義務」について規定されている為、一般職とは別に、新教育長の勤務時間を特定する必要があるため、勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の免除等を定め、附則で現に在職する教育長の任期中は改正前の条例を適用する経過措置が設けられる旨の説明がなされた。</p>
委 員 長	<p>他にご意見、ご質問はありませんか。 なければ採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>異議なし。（全員挙手）</p> <p>＜審議の結果、原案どおり承認する＞</p>
	<p>第9号議案 「瀬戸市職員の定数条例の一部改正について」を上程</p> <p>学校教育課長から、資料をもとに、瀬戸市職員の定数条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により起こる条ズレと、新教育長が特別職に属する地方公務員になるため、常勤の職員で一般職に属するもののうち「教育長」を削除し、附則で現に在職する教育長の任期中は改正前の条例を適用する経過措置が設けられる旨の説明がなされた。</p>
委 員 長	<p>ご意見、ご質問はありませんか。 なければ採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>異議なし。（全員挙手）</p> <p>＜審議の結果、原案どおり承認する＞</p>
	<p>第10号議案 「愛日地方事務協議会規約の一部変更について」を上程</p> <p>学校教育課長から、資料をもとに、愛日地方事務協議会規約の一部変更について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、委員長が廃止されるため、委員長を関係市町教育委員会が協議により定めた関係市町教育委員会の委員1人に改め、附則で現に在職する教育長の任期中は改正前の条例を適用する経過措置が設けられる旨の説明がなされた。</p>

委 員 長	<p>ご意見、ご質問はありませんか。ほかにご質問はありますか。 なければ採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>異議なし。（全員挙手）</p> <p style="text-align: center;">&lt;審議の結果、原案どおり承認する&gt;</p> <p>(その他)</p> <p>1 教科書採択に関する教育委員会の職務執行に関する要請書について 学校教育課主幹から、資料をもとに、教科書採択に関する教育委員会の職務執行に関する要請書について説明がなされた。</p> <p>2 NIHONGO スピーチコンテストについて 交流学び課長から、1月 25 日に開催された第 7 回 NIHONGO スピーチコンテストについて、11 の国と地域から 18 名の参加、中学生の部で参加した 3 名のうち、優秀賞を獲得されたのが水無瀬中の 1 年生の生徒で、一般の部 8 名、留学生の部 7 名と例年ない参加者で、150 名程の観覧があり、その後交流を兼ねたおにぎりパーティーでは 300 名程の参加があった。今回は 6~7 割が外国籍の方であった旨の報告があり、教育委員等の参加へのお礼があった。</p> <p>3 瀬戸市スポーツ功労者等顕彰について 交流学び課長から、瀬戸市スポーツ功労者等顕彰について、全国大会に出場され優勝された以上の方に、奨励賞・功労賞を表彰させていただく旨の説明があり、3 月 8 日に開催される表彰式に、教育長への臨席依頼がなされた。</p> <p>4 小中学校の適正配置に向けた動きについて 学校教育課長から、適正配置に向けた動きについて、文部科学省より平成 27 年 1 月 27 日付けで通知のあった「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」は、適正規模・適正配置や学校統合の適否及び通学条件の変更、小規模校を存置する場合の充実策など、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点をまとめたものなっている。 これを契機に本市においても、具体的に適正規模・適正配置の検討に入っており、先日は、放送局の取材に対し、本山中学校の現状と教育委員会の考え方を説明した。今後は、特に検討する必要がある地域として、市内中心部及び東部の地域の代表者の方にご意見を伺う機会を設ける予定。今後とも保護者や地域の方と協議する中で、子どもたちにより良い教育環境を提供できるよう、適正配置案を策定していくたいと考えている旨の報告があった。</p>
加 藤 雅 人 委 員	適正配置について、地域の代表と会議をもたれると思いますが、地域の代表者とはどのような方々を選んでおられるのですか。
学校教育課主幹	学区・学校によって少しずつ違いますが、自治会長や公民館長、学校評議員、もちろん P T A 会長や母親代表を交えて、多くて 10 名くらいの会議をまず考えております。近いところで明後日があります。
委 員 長	校長先生とか学校職員の方は出られますか。
学校教育課主幹	はい、出ます。
加 藤 雅 人 委 員	それで、先生方を含めて全体で 10 名ですか。

学校教育課主幹	そうですね。まずはそういう会を考えております。1校につき10名です。
教 育 部 長	1回で終わらせるのではなく、学校・学区の単位で日にちを向こうで選んでいただい て、おじゃましてヒアリングというかご意見を伺う会を開いていくつもりです。
加藤雅人委員 委 員 長	全体でやられると思ったものですから少ないなと思いましたが。 小学校単位でやりますか。
学校教育課主幹	小学校単位もあり、中学校単位もあり、重なるところも出てくるので今調整中のとこ ろもありますが、深川・本山の関係者の方に集まってもらおうとか、道泉・本山の関係 者の方に集まってもらおうとかそういうことを考えています。
梶 田 委 員	今のお話は段階的に少しずつ広げていくという解釈でよろしいですか。
学校教育課主幹	そうです。
	5 知的障害のある子どもたちが通う特別支援学校の建設について 学校教育課長から、愛知県が、知的障害のある子どもたちが通う特別支援学校を 本市の南山口町の県有地に新設することを発表し、平成31年4月開校に向けて、 来年度予算に基本設計を計上する。これにより、春日井市にある春日台特別支援学 校の過密化が緩和されるとともに、本市の通学者について、通学距離が短縮され、 通学時間が短くなることが期待される旨の報告があった。
	6 日程 学校教育課長より平成27年3月定例教育委員会日程表について説明がなされ た。
	閉会 午後3時10分
	委員長 水野敬雄
	教育長 清見和博

## 瀬戸市教育委員会 2月定例会

### 1 報 告

- (1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について (学校教育課長)
- (2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について (学校教育課長)
- (3) 平成26年度小中学校卒業式祝辞・告辞の朗読者・代読者について (学校教育課長)
- (4) 専決処分の報告について (学校教育課長)
- (5) 平成26年度瀬戸市公民館大会の開催について (地域活動支援室長)
- (6) 国指定史跡および国登録文化財の意見具申について (文化課長)

### 2 議 案

- 第5号議案 平成26年度瀬戸市教育委員会3月補正予算(案)について (学校教育課長)
- 第6号議案 平成27年度瀬戸市教育委員会当初予算(案)について (教育委員会各課公所長)
- 第7号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (学校教育課長)
- 第8号議案 教育長の勤務時間等に関する条例の制定について (学校教育課長)
- 第9号議案 瀬戸市職員の定数条例の一部改正について (学校教育課長)
- 第10号議案 愛日地方事務協議会規約の一部変更について (学校教育課長)

### 3 そ の 他

- 教科書採択に関わる教育委員会の職務執行に関する要請書 (学校教育課主幹)

瀬戸市教育委員会告示第2号

瀬戸市教育委員会2月定例会を次のとおり招集する。

平成27年2月4日

瀬戸市教育委員会

委員長 水野教雄

1 日 時 平成27年2月12日（木）午後2時

2 場 所 瀬戸市文化センター 1階12会議室

3 付議事件

議案

- (1) 平成26年度瀬戸市教育委員会3月補正予算（案）について
- (2) 平成27年度瀬戸市教育委員会当初予算（案）について
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う  
関係条例の整理に関する条例の制定について
- (4) 教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- (5) 瀬戸市職員の定数条例の一部改正について
- (6) 愛日地方事務協議会規約の一部変更について

## 催物の後援・推薦に係る審査結果報告書

No	申請受付年月日	主催者 (申請者)	催物名	会場・開催期間等	催物内容等		申請区分	入場料	料等	許可年月日 (整理番号)
					後援	参加料				
1	平成27年1月21日	瀬戸いけばな協会 理事長 西山紀翠 (瀬戸市)	2015瀬戸いけばな芸術展	瀬戸市文化センター 平成27年4月11日(土) ～4月12日(日)	日本の伝統文化である「いけばな」を地域の人々により深く知つていただきため、会員が年に一度日頃の成果を発表するための花展を開催する。 会員・賛助会員約115名の作品を展示する。	後援	会員 8,000円 賛助会員 3,000円	入場料	無料	平成27年1月26日許可 (26-2335-71)
2	平成27年1月21日	育笑フェスタ実行委員会 湯浅 亘紀 (瀬戸市)	育笑フェスタ	瀬戸市文化センター 平成27年3月31日(火)	本イベントを通して子育て中の母親たちの社会参加を促し、「母親×サークル×企業」のつながりを活性化させることで、瀬戸市の母親の笑顔を育みます。また、子どもたちにはものづくりを通して、「作る樂しさ」を感じてもらう場を提供します。瀬戸市子育て支援と地域活性化に貢献することを目的とします。	後援	会員 8,000円 小学生 500円 (ワークショップは実費)	入場料	無料	平成27年1月26日許可 (26-2338-72)
3	平成27年1月23日	瀬戸音楽協会 伊藤 定一 (瀬戸市)	第22回瀬戸新人演奏会	瀬戸市文化センター 平成27年3月14日(土)	瀬戸地域在住者、瀬戸市で活動をしている人で音楽の新人を広く市民に紹介し、更に将来に羽ばたいていただき、瀬戸市の音楽文化の向上に寄与して頂くために開催する。	後援	会員 10,000円 (出演料)	入場料	無料	平成27年1月28日許可 (26-2349-73)
4	平成27年1月23日	瀬戸児童合唱団 伊藤 定一 (瀬戸市)	第27回定期演奏会	瀬戸市文化センター 平成27年3月28日(土)	瀬戸市の青少年の健全育成と地域文化の向上をめざして、小中学生により高い合唱を愛する心を育てるために開催する。	後援	会員 10,000円 (出演料)	入場料	無料	平成27年1月28日許可 (26-2350-74)
5	平成27年1月23日	特定非営利活動法人 TEACH FOR NIPPON 三島 憲人 (名古屋市)	不登校・発達障がいのサポートについて考える 「小さな一步から子どもたちに寄り添うこととは・・・」	瀬戸市文化センター 平成27年3月1日(日)	不登校や発達障がいの問題を理解していく機会として、困り感をもつた子どもたちやそのご家族、教育関係者の方々が一人で悩み込むのではなく、それぞれの立場で互いの思いを共有し、共に考え、学んでいくけるような「支え合いの場」にしていければと思っています。	後援	会員 10,000円 (出演料)	入場料	無料	平成27年1月28日許可 (26-2351-75)
6	平成27年1月23日	合同会社コンディショニングサポート 岡島 正明 (瀬戸市)	第3回 愛知・ジュニアスポーツ大会	瀬戸市陸上競技場 平成27年3月22日(日)	子ども達に運動する機会を増やす。 スポーツをしながら親子のコミュニケーションを図る。 スポーツの楽しさを知つてもらい、運動好きな子どもを増やす。 体力低下と言われている中、体力向上を目指す。	後援	会員 1人500円 保護者 500円 (子ども1人に対して)	入場料	無料	平成27年1月28日許可 (26-2352-76)
7	平成27年1月28日	瀬戸音楽連盟 加藤 洋太郎 (瀬戸市)	第31回瀬戸合唱フェスティバル	瀬戸市文化センター 平成27年9月6日(日)	瀬戸地区の合唱団及び大編成楽器の演奏会を瀬戸市文化センター文化ホールにて一同に会し、演奏の向上を図りながら親睦をはかる。参加予定団体は約18団体が参加予定。 瀬戸市と共に瀬戸地区の音楽文化発展に寄与する。 小学校 中学校・高校・大学などの合唱団・大編成楽器のご参加を希望します。	後援	会員 8,000円 大人の団体 ※大学生以下は無料	入場料	無料	平成27年1月29日許可 (26-2413-77)

## 催物の後援・推薦に係る実績報告書

No	報告受付年月日	報告区分	主催者(申請者)	催物名	会場・開催期間等	催物の実績等	後援・推薦の効果等
1	1月8日 (26-1510-53)	後援	公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財团 理事長 伊藤 克博	家族の絆づくり事業 「家庭で楽しむトレッキング」	瀬戸市 定光寺公園他 平成26年12月13日 (土)	参加人員 40人	参加申し込みは定員を超える55名でしたが、急激に冷え込んだ影響でキャンセルが相次ぎ、40名の参加となりました。事業の趣旨から年齢層の幅が広く、会話を楽しみながら約7kmのトレッキングで、参加者は東京のほど寒さの中、元気に歩き通しました。後のアンケートからも、家族に対する新しい発見や会話など得るものがあったようでした。家族の絆を深めるための事業であり、参加者が家族で安心して参加できる環境が不可欠であるため、瀬戸市教育委員会の後援をいたただけたことは小学生を持つ家族に対して大きな効果がありました。
2	1月16日 (26-1672-60)	後援	NPO法人 フィール・ザ・ワールド 平松 貴美子	ウインターデイスクール	キッズインターナショナルスクール 平成26年12月24日 (水)	参加人数 57人 入場人員 47人	小学生2クラス29人、幼児1クラス18人の方に参加していただきました。クリスマスにちなんだ絵本、ゲーム、クラブ、歌、ペル演劇をして過ごしました。一日英語で外国文化であるクリスマスについて学ぶ中、普段英語に接していない参加者からは最初「何を言っているのかわからぬ」という声もありましたが、日本人講師のサポートを受け、次第に周りを見て動くことができるようになりました。後援名義をいただき、市内小学校に配布した結果、当事業について多くの方に広く知っていましたが、リピーターではなく初めて当団体を知った方々に参加していただき、非常に初めて当団体を多くの方々にご来場いただきました。
3	1月28日 (26-1999-66)	後援	愛知県 愛知県知事 大村 秀章	あいちの伝統文化まつり	瀬戸市文化センター 平成27年1月18日 (日)	参加人数 703人 入場人員 547人	非常に多くの方々にご来場いただき、好評のうちに終了することができました。
4	1月29日 (26-1368-43)	後援	せと・しごと塾有志の会 中井 康代	わくWORKパーク	品野陶磁器センター芝生広場 平成26年11月22日 (土)	入場人員 3,500人	瀬戸市内の保育園、小中学校にイベントチラシを配布することによりイベントの周知につながりました。市内の公共施設へのポスター掲示がすみやかにできました。小学生を対象にしてした子どものおしごと体験の募集が全校生徒に案内できることで、公平に行われ、多くの子どもたち(188名)に貴重な経験を与える機会を得ました。
5	1月29日 (26-1368-43)	後援	瀬戸市団体連盟 会長 森下 整	第24回新春暮会	瀬戸市文化センター 平成27年1月17日 (土)	参加人数 75人 入場人員 85人	16名1組のスタイル4回戦を実施したが、八賞を目指して真剣に対局に取り組んでいました。 参加者からは充実した楽しい1日であったと好評でした。 また、初対面の人や世代間の交流も進みました。 後援を得たことにより催事への理解が高まり、団体愛好家多数の参 加に寄与しました。

平成26年度 小中学校卒業式祝辞・告辞の朗読者・代読者一覧

		市長祝辞(代読者含む)	教育委員会告辞(代読者含む)	
小学校	陶原		教育委員	カトウ タカアキ 加藤 高明
	深川		会計管理者	フクオカ ヒデアキ 福岡 秀明
	祖母懐		議会事務局長	カトウ モリタダ 加藤 守忠
	道泉		行政委員会事務局長	カトウ ヒトアキ 加藤 仁章
	效範		教育委員長	ミズノ ノリオ 水野 教雄
	東明		教育委員	カジタ トシヒロ 梶田 俊裕
	古瀬戸		消防次長	ヤトウ マサアキ 箭頭 正昭
	水野		防災監	セツタ ヤスグイ 説田 泰典
	水南		教育部長	カトウ ヤスシ 加藤 泰
	幡山東		行政経営部次長	カトウ シンジ 加藤 真二
	幡山西		教育長	フカミ カズヒロ 深見 和博
	3下品野		行政経営部参事	カトウ シンヤ 加藤 慎也
	月品野台		教育委員長職務代理者	マツモト エミコ 松本 恵美子
	20掛川		交流活力部次長	ハセガワ トシタダ 長谷川 利忠
	日長根		教育委員	カトウ トモコ 加藤 智子
	原山		市民生活部次長	タカダ ヨシノブ 高田 佳伸
(金)	東山		健康福祉部次長	タキモト フミユキ 瀧本 文幸
	萩山		都市整備部参事	カトウ コウスケ 加藤 孝介
	八幡		都市整備部次長	ツゲ ヨシアキ 柘植 義昭
	西陵		教育委員	カトウ マサト 加藤 雅人
(木)	中学	水無瀬 行政経営部長	アオヤマ イチロウ 青山 一郎	ミズノ ノリオ 水野 教雄
	学校	祖東 都市整備部長	ヨコヤマ アキラ 横山 彰	カジタ トシヒロ 梶田 俊裕
	3月	南山 健康福祉部長	ヨシダ ミツオ 吉田 光男	フカミ カズヒロ 深見 和博
	5日	本山 消防長	ヤノ ケンイチ 矢野 研一	カトウ トモコ 加藤 智子
	光陵	幡山 市長	マスオカ キンヤ 増岡 錦也	マツモト エミコ 松本 恵美子
	水野	品野 市民生活部長	須々木 ヒサノブ 久修	カトウ ヤスシ 加藤 泰
	水野	光陵 交流活力部長	ヤマダ シンジ 山田 真司	カトウ タカアキ 加藤 高明
	水野	水野 副市長	イトウ ノリオ 伊藤 典男	カトウ マサト 加藤 雅人

## 平成26年度 小・中学校連絡一覧

No	学校名	住 所	電話番号	短縮	FAX	校 長	教 頭
1	陶原	原山町1番地の3	82-2243	71122	82-2347	前田 芳穂	長江 巖
2	深川	宮脇町53番地	82-2272	71123	82-2362	浅井 光雄	岩田 次男
3	祖母懐	萩殿町2丁目178番地	82-2273	71125	82-2383	栗原 幸宏	此下 明雄
4	道泉	道泉町44番地	82-2474	71124	82-2583	稻垣登美一	山田 克己
5	效範	效範町1丁目1番地	82-3050	71128	82-2597	河路 久	伊多 昌也
6	東明	東明町50番地	82-5501	71127	82-2609	永草 弘康	伊藤 朋弘
7	古瀬戸	古瀬戸町70番地	82-2392	71126	82-2612	宮下 滋	澤田 政治
8	水野	小田妻町2丁目22番地	48-1098	71131	48-5160	岩間 譲司	道関 守孝
9	水南	東松山町154番地	82-2084	71130	82-2829	石原 邦彦	魚住 英史
10	幡山東	八幡町455番地	82-4404	71132	82-3843	西原 勇	加藤 裕之
11	幡山西	幡西町203番地	82-4394	71133	82-3877	諸岡 洋志	丹羽 光成
12	下品野	品野町6丁目223番地	41-0074	71134	41-3044	片田 晃司	斎場 忠雄
13	品野台	上品野町1234番地	41-0041	71135	41-3053	早川 元彦	石河 光章
14	掛川	下半田川町592番地の41	48-5151	71136	48-5168	右高 恒子	森 裕示
15	長根	東長根町166番地	82-9640	71129	82-3995	大塚 尚人	加藤 篤
16	原山	原山台3丁目98番地	21-3804	71137	21-3816	長江 章彦	石田 正人
17	東山	東山町71番地	21-2801	71138	21-3828	前田 孝子	堀田 仁
18	萩山	萩山台2丁目22番地	83-3650	71139	21-3924	杵渕 家	加藤 中哉
19	八幡	八幡台3丁目1番地	82-4445	71141	82-4027	加藤 寛司	刑部 哲也
20	西陵	すみれ台1丁目77番地	48-1993	71140	48-5169	山田 芳人	加藤なおみ
21	水無瀬	原山町1番地	82-3098	71142	82-4054	水野 明敏	高木 雅浩
22	祖東	中山町1番地	82-2244	71143	82-4229	牛田 和彦	杉浦 哲男
23	南山	ひまわり台5丁目1番地	48-1212	71144	48-5221	杉江 義則	松田 武司
24	本山	道泉町76番地の1	82-2363	71145	82-4233	勝田 拓真	臼井 和人
25	幡山	幡中町106番地	82-4393	71146	82-4243	中崎 毅	畔柳 良晃
26	品野	広之田町2番地の5	41-0019	71147	41-3116	八槻 直幸	飯田 淳史
27	光陵	萩山台9丁目244番地	21-4660	71148	21-3844	水野富士夫	野田 敬資
28	水野	日の出町34番地	48-4698	71149	48-5269	谷口 亨	山田 滋生

## 小中学校卒業式の進め方

祝辞（告辞）の朗読（代読）について

- 1 集合時刻までに各学校へ各自お集まりください。
- 2 式典は、全て司会者の合図によって進行されます。
- 3 司会者があなたの紹介をします。
- 4 その場で他の来賓に一礼してください。
- 5 あなたが演台に向かわれる間に、司会者の「卒業生起立」の合図で卒業生が起立します。
- 6 国旗が掲揚されていますので、軽く一礼をしてください。
- 7 卒業生は起立した状態ですが、司会者が様子を見て、「着席」の合図で座らせます。
- 8 祝辞（告辞）を読む前に、簡単な言葉とともに「おめでとう」などの声をかけていただきますと、緊張が和らぐと思います。
- 9 終わりましたら、「祝辞（告辞）」を封筒に入れ、演台の右隅に置き、正面を見ていきますと、司会者が卒業生「起立」「礼」の合図をします。  
(封筒の上に祝辞（告辞）を載せて右隅に置いていただいて構いません。)
- 10 卒業生と共に「礼」をし、退席してください。
- 11 全体の来賓紹介で名前を呼ばれましたら、その場で起立し「おめでとうございます」と言って一礼してください。

その他

- \* 式次第は、事前に学校から直接送付されます。
- \* 学校によって、進め方が異なる場合がありますが、その場合は、学校より連絡が入ります。
- \* 教育委員会告辞の朗読者又は代読者は、記念品の贈呈をお願いする場合がありますが、その場合は事前に学校より依頼があります。
- \* 駐車場は確保しております。
- \* ご不明な点がございましたら、各学校の教頭または学校教育課までお問い合わせください。

学校教育課 熊谷

電話（内線）409（直通）88-2750

平成26年度 小中学校卒業式告辞等代読者集合時刻等一覧表

	学校名	卒業生数	告辞等代読者の集合時刻	卒業式の開始時刻	卒業式の終了時刻	告辞代読者の他の役割有無
1	陶原小学校	100	8時45分	9時15分	10時40分	無
2	深川小学校	10	8時40分	9時20分	10時40分	無
3	祖母懐小学校	25	9時00分	9時25分	10時35分	無
4	道泉小学校	33	8時40分	9時10分	10時35分	無
5	效範小学校	100	8時40分	9時00分	10時40分	無
6	東明小学校	23	9時10分	9時30分	10時50分	無
7	古瀬戸小学校	21	9時00分	9時20分	10時35分	無
8	水野小学校	53	8時50分	9時15分	10時40分	無
9	水南小学校	84	8時50分	9時20分	11時10分	無
10	幡山東小学校	71	9時00分	9時25分	10時45分	無
11	幡山西小学校	100	8時50分	9時10分	10時30分	無
12	下品野小学校	66	9時00分	9時30分	10時50分	無
13	品野台小学校	15	9時00分	9時30分	10時40分	無
14	掛川小学校	8	9時20分	9時40分	10時55分	無
15	長根小学校	85	8時45分	9時10分	10時35分	無
16	原山小学校	48	9時00分	9時30分	10時50分	無
17	東山小学校	146	9時00分	9時30分	10時50分	無
18	萩山小学校	32	9時00分	9時15分	10時25分	無
19	八幡小学校	75	8時40分	9時00分	10時20分	無
20	西陵小学校	119	8時40分	9時10分	11時00分	無
合計		1,214				
21	水無瀬中学校	189	8時45分	9時10分	11時00分	無
22	祖東中学校	74	8時40分	9時00分	11時00分	無
23	南山中学校	341	9時05分	9時30分	11時10分	無
24	本山中学校	60	8時45分	9時15分	11時00分	無
25	幡山中学校	176	8時50分	9時20分	11時20分	無
26	品野中学校	93	9時00分	9時20分	11時00分	無
27	光陵中学校	120	9時05分	9時30分	11時00分	無
28	水野中学校	194	8時45分	9時10分	11時00分	無
合計		1,247				

27年報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年3月2日提出

瀬戸市長 増岡錦也

専決年月日	事故の概要	損害賠償の額及び和解の内容
平成27年 1月23日	平成26年11月20日祖東中学校において、用務員による樹木の伐採作業の際、枝が借用中の相手方高所作業車の前部に落下し、当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金108,000円を支払う。

## 平成 26 年度 濑戸市公民館大会要項

- 1 趣 旨 公民館は、急速な高齢化、情報化、国際化などにより大きく変化した社会情勢の中で、人づくり、仲間づくり、地域づくりの原動力として大きな成果を上げてきた。そして、今日の生涯学習社会においても中核施設として位置づけられ、その役割に対する期待は極めて大きくなっている。  
そこで本大会は、地域の学習活動を推進する公民館の充実・発展に資するものとする。
- 2 主 催 濑戸市公民館協議会・瀬戸市
- 3 期 日 平成 27 年 2 月 28 日 (土) 午後 3 時～4 時 45 分
- 4 会 場 濑戸蔵 つばきホール
- 5 日 程  
14：30～15：00 受付  
15：00～15：10 開会行事  
15：10～15：30 公民館関係者功労表彰  
(1) 40 年表彰 (市長)  
(2) 30 年表彰 (市長)  
(3) 20 年表彰 (教育委員長)  
(4) 10 年表彰 (公民館協議会長)  
(5) 3 年表彰 (公民館協議会長)
- 15：30～15：35 講演準備  
15：35～16：35 記念講演  
演題『任意後見制度について』  
講師 名古屋第一法律事務所  
弁護士 加藤洪太郎 氏  
16：35～16：45 閉会行事
- 6 参加者 各公民館関係者 (表彰者を含む)、一般市民

# 平成26年度 瀬戸市公民館作品展

日 時

平成27年2月28日(土)、3月1日(日)

午前10時から午後4時

場 所

瀬戸蔵 4階 多目的ホール・  
会議室2~5

主催 瀬戸市公民館協議会

後援 瀬戸市・瀬戸市教育委員会

# 平成26年度 濑戸市公民館作品展

日時：平成27年2月28日(土)、3月1日(日) 午前10時から午後4時

場所：瀬戸蔵 4階 多目的ホール・会議室2～5

## 作品展

- 日時：平成27年2月28日(土)、3月1日(日) 午前10時から午後4時
- 場所：瀬戸蔵 4階 多目的ホール・会議室2～5
- 展示内容：絵画、書道、写真、手芸、陶芸など
- 入場無料



## 舞台発表会

- 日時：平成27年2月28日(土) 午前10時から午後2時
- 場所：瀬戸蔵 2階 つばきホール
- 演目：コーラス、フォークダンス、フラダンス、民謡、楽器演奏など
- 入場無料



## 同時開催

## 瀬戸市公民館大会

日時：平成27年2月28日(土)午後3時から午後4時45分

場所：瀬戸蔵 2階 つばきホール

## 公民館関係者功労表彰式

### 記念講演

入場無料

弁護士 加藤 洪太郎先生

「任意後見制度について」



# 1 濑戸窯跡(瓶子陶器窯跡)の国指定史跡の追加指定意見具申について

## 1 瓶子陶器窯跡の国指定史跡追加指定について

瀬戸市域には、既に東白坂町の小長曾陶器窯跡が国指定史跡となっています。平成19年度に瀬戸市内重要遺跡試掘調査をまとめた『瀬戸窯』において、「窯業遺跡は単独ではなく、窯業地全体の中の遺構として存在し」、「史跡を市域全体の中で歴史的・地理的位置づけ、その立地・周辺状況を考慮して整備すべきである。」とし、「示した史跡指定候補は、瀬戸窯の歴史を代表するものであると同時に、市内各地域の特徴も示している。」と位置付けられました。この位置づけに基づき、既指定の小長曾陶器窯跡を、「瀬戸窯跡 小長曾陶器窯跡」として名称変更の上捉え直し、新たに瀬戸窯跡を構成する窯業遺跡として「瀬戸窯跡 瓶子陶器窯跡」を国史跡として追加指定すべく、平成27年1月19日に文化庁に対し意見具申を行いました。2月に県教育委員会を通じ文化庁に進達され、5月の国の文化審議会における審議を経て、国史跡とするに相応しいと判断されれば6～7月頃に文化審議会答申、その後10～11月頃に官報告示となる見通しであります。現状では、平成29年度以降に保存管理計画を策定し、その計画に基づいて史跡の保存活用のための整備を展開していく予定です。

## 2 瓶子陶器窯跡

瀬戸市域の南東部に属する赤津地区（旧赤津村）の中央部に所在します。瓶子陶器窯跡は、赤津地区の西寄りに南流する赤津川の左岸で、同川支流の小谷を南に臨む丘陵斜面の標高195～210mの位置に、2基の連房式登窯と、作業場跡と思われる3つの横長の平坦面が確認されています。

近世の瀬戸窯は、尾張藩による保護を受け、瀬戸・赤津・品野等の各村が特色ある窯業生産を展開しています。中でも本窯跡の所在する江戸時代前期の赤津村では、新たな大量生産に適した連房式登窯が採用されていく中、戦国期以来の大窯構造が使用され続け、茶陶生産などに特色を有しています。

本窯跡の2基の窯体は、いずれも分炎柱を伴う大窯構造の一部を兼ね備え、中でも1号窯は前方部が大窯構造で中ほどから後方が6房の連房式登窯構造の特異な形状をなしています。出土遺物等から江戸時代前期(17世紀中葉から末葉)に操業されたと考えられる本窯は、赤津村の集落から離れたやや特異な立地をなし、日常品生産という側面も併せ持ちますが、第2代尾張徳川藩主徳川光友をはじめとする茶陶の優品を渴望する背景下で、光友側近の尾張藩士等の注文により茶入等の茶陶生産が行われたことが、出土した「付け札」(鉄釉で藩士等の人名等が書き込まれた小陶片)から明らかとなっています。

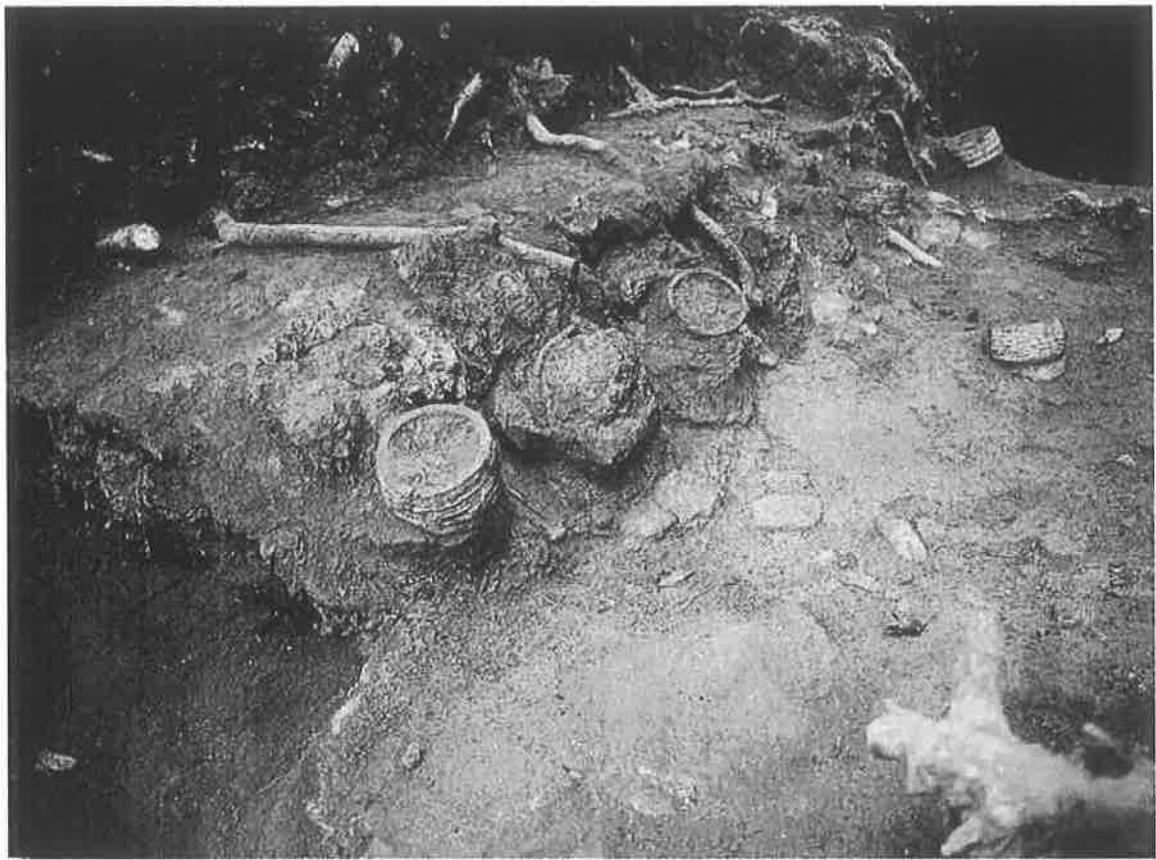
本窯跡は、近世瀬戸窯の赤津村窯業生産の一端を明らかにする貴重な窯業遺跡であり、尾張藩士との関りを示す出土資料とあわせ尾張藩主・藩士の茶陶等を介した関係性・文化史を解明する重要な資料をもたらすものです。



瓶子陶器窯跡航空測量画像（平成 25 年度撮影）枠内は史跡指定範囲



1 号窯跡 大窯部分全景



2号窯跡 焼成室近景(第4トレンチ)



瓶子陶器窯跡出土茶入

## 2 山繁商店の国登録文化財(建造物)の意見具申について

### 1 近代建造物保存活用事業としての山繁商店の国登録文化財(建造物)意見具申について

近代日本の明治期から昭和初期にかけては、急速な近代化が進むとともに、木造建築の技術的な全盛期を迎えており、本市域においても、近世から近代にいたる窯業生産等の経済的繁栄を背景として数多くの特筆すべき建造物が築かれました。このような近代和風建築も、今日までに残されているものは既に数少なく、山繁商店の9件の歴史的建造物・構造物が残されている事例は非常に貴重なものです。平成26年8月8日には文化庁技官による建造物の実査を受け、国登録文化財(建造物)の候補対象となりうるとの見解を得たため、平成26年9月26日に文化庁に対し意見具申を行いました。2月に県教育委員会を通じ文化庁に進達され、5月の国の文化審議会における審議を経て、国史跡とするに相応しいと判断されれば6～7月頃に文化審議会答申、その後10～11月頃に官報告示となる見通しであります。平成26年度中に建造物と用地の公有地化を進め、平成27年度に保存管理計画を策定し、その計画に基づいて平成28年度に耐震補強工事等を行い公開活用への整備を展開していく予定です。

### 2 山繁商店

山繁商店は、瀬戸川流域の北側に位置する北新谷きたしんがいと呼ばれる地区の一番下手に構えています。丘陵地の斜面に多くの窯屋が集積し、製品の集積、運搬に有利な立地でした。広い敷地に①離れ、②土蔵、③旧事務所、④「新小屋」、⑤～⑦倉庫群、⑧現事務所、⑨石垣及び塀、そして今は母屋が配置されています。

万延元(1860)年生まれの初代加藤繁太郎は、明治12(1879)年には養嗣子となった李左衛門家近くの敷地に、母屋(現在滅失)を建てて移り住み、明治19・20年頃から陶磁器卸問屋「山繁陶磁器商店」を起業します。明治22(1889)年に母屋の南側に2階建ての①「離れ」を建造し、そこは内外の要人をはじめとする来訪・応接の舞台となりました。大正3(1914)年には、西側の通り沿いに③旧事務所、その東側奥に④「新小屋」と呼ばれる土蔵造りの倉庫建物が建造され、大正8年には「山繁合名会社」に組織変更し、会社組織としての体制が整えられました。その後二代・三代と加藤繁太郎家は引き継がれ、昭和14(1939)年には中国上海市に支店を開設するなど海外貿易も活発化します。戦中には軍需用品生産が行われた時期もありましたが、終戦の翌年には陶磁器卸売業を再開し、南洋向け貿易陶磁器の加工完成業を行うなど、早期に戦前の隆盛を取り戻しています。昭和22(1947)年に新たな⑧事務所を東側の池田通りに面して建造し搬入出の基点とし、絵付加工場などの倉庫群を拡充させる形で新設し、戦後の企業成長を成し遂げるに至りました。

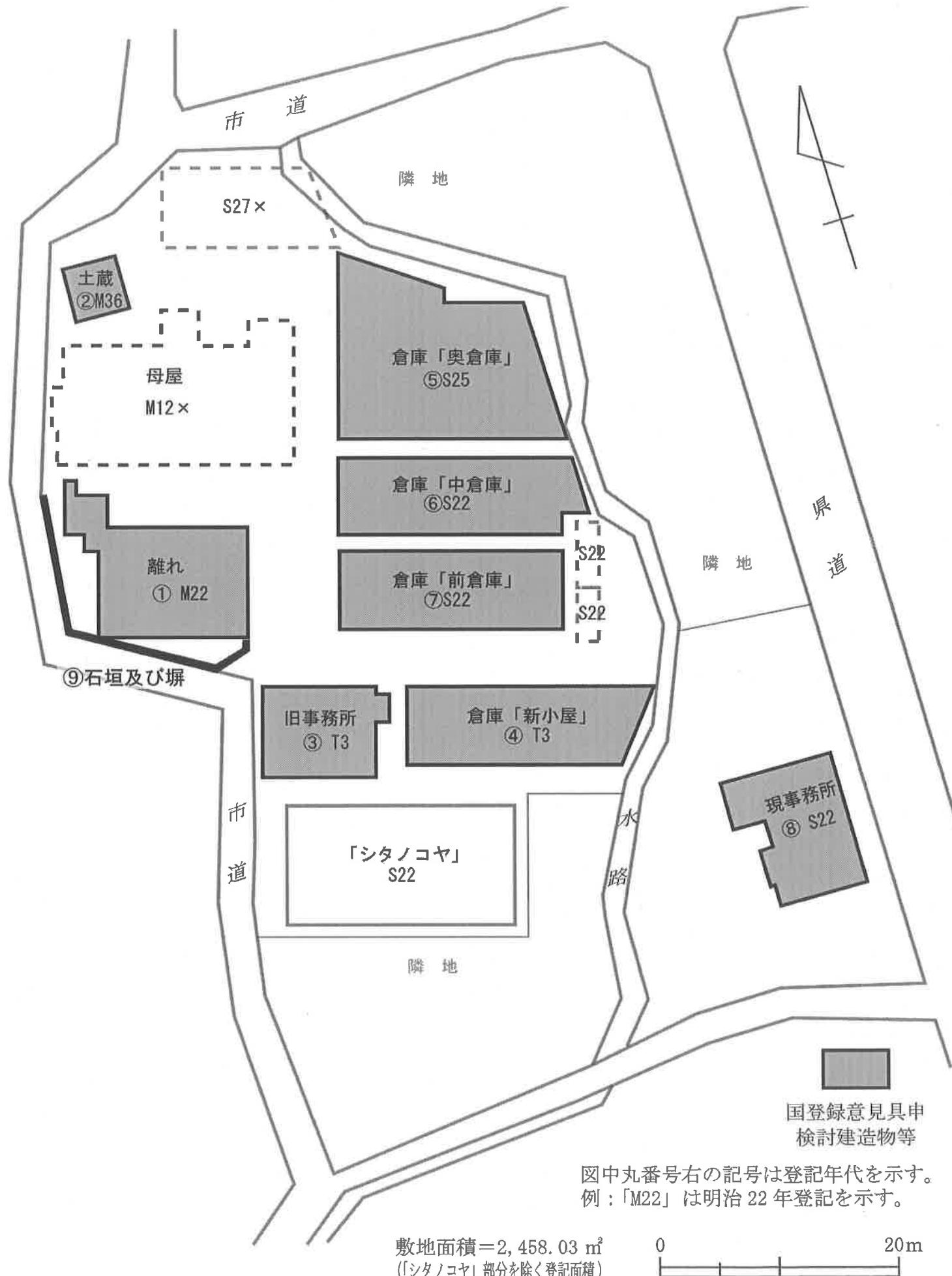
山繁商店は瀬戸市の旧中心市街地の中にあり、「せともの問屋」として、明治・大正・昭和の各時代を生きてきました。広大な敷地に各時代ごとの建物が纏まつた形で残されているのは大変貴重で、周囲を含め良好な歴史的景観の形成に寄与しています。



山繁商店 離れ・旧事務所(西より)



山繁商店 倉庫「新小屋」・旧事務所(北西より)



山繁商店 建造物配置図 (S=1/400)

27年第5号議案

平成26年度瀬戸市教育委員会3月補正予算（案）について  
瀬戸市議会3月定例会に、みだしの議案を別紙の内容により提出するものとする。

平成27年2月12日提出

瀬戸市教育委員会

委員長 水野教雄

（理由）

この案を提出するのは、市議会に議案として提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取するため必要があるからである。

平成26年度 濑戸市教育委員会3月補正予算(案)

(歳 入)

(単位：千円)

学校教育課	款項目	補正前額	補正額	補正後額	節		説 明
					区分	金額	
14款 国庫支出金 2項 国庫補助金	7目 教育費国庫補助金	2,879	6,077	8,956	2 中学校費補助金	6,077	体育館非構造部材落下防止対策
17款 寄附金 1項 寄附金	5目 教育費寄附金	258	100	358	1 小学校費寄附金	100	ふるさと納税 水野秀樹 (東京都板橋区前野町四丁目60番10-401号)

(歳 出)

(単位：千円)

学校教育課	款項目	補正前額	補正額	補正後額	節		説 明
					区分	金額	
10款 教育費 2項 小学校費	1目 学校管理費	398,929	100	399,029	18 備品購入費	100	小学校備品購入
	2目 教育振興費	45,449	△ 3000	42,449	20 扶助費	△3,000	要保護・準要保護就学援助 (42,201→39,201) △3,000

27年第6号議案

平成27年度瀬戸市教育委員会当初予算（案）について  
瀬戸市議会3月定例会に、みだしの議案を別紙の内容により提出するものとする。

平成27年2月12日提出

瀬戸市教育委員会

委員長 水野教雄

（理由）

この案を提出するのは、市議会に議案として提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取するため必要があるからである。

## 平成27年度 瀬戸市教育委員会関係当初予算(案)総括表

### 【歳 入】

(単位 : 千円)

所 管 課	平成26年度 当初予算額	平成27年度当初予算	
		要求額	査定額
学校教育課	41,689	38,846	44,028
図書館	227	227	202
合 計	41,916	39,073	44,230

### 【歳 出】

(単位 : 千円)

所 管 課	平成26年度 当初予算額	平成27年度当初予算	
		要求額	査定額
学校教育課	1,510,962	1,540,415	1,496,649
図書館	110,078	115,084	111,556
合 計	1,621,040	1,655,499	1,608,205

※人件費を除く。

## 平成27年度 学校教育課関係当初予算（案）

### 【歳 入】

(単位：千円)

事業名（目）	本年度	前年度	比較	主な歳入の内容及び査定金額
13-1-8 教育使用料	4,817	4,577	240	学校等敷地内市職員等駐車使用料 3,552 学校等敷地内電柱敷等使用料 1,265
14-2-7 教育費国庫補助金	2,966	2,879	87	学校教育施設整備備品購入等 1,516 特別支援教育就学奨励 1,165 要保護児童生徒就学援助 285
14-3-3 教育費委託金	0	2,203	△ 2,203	
15-3-6 教育費委託金	316	556	△ 240	学校基本調査 20 職場体験推進 296
15-4-1 市町村権限移譲交付金	10	10	0	市立専修学校、各種学校に係る設置廃止認可等 10
16-1-1 財産貸付収入	794	798	△ 4	萩山小学校普通財産貸付料 794
16-2-2 物品売扱収入	198	198	0	廢油売扱料 198
20-3-1 貸付金元利収入	3,200	3,200	0	学校給食会貸付金 3,200
20-5-3 雑 入	31,727	27,268	4,459	小中特別支援学校私用電話利用料 58 瀬戸特別支援学校負担金 30,875 品野台小学校太陽光発電の売電代金 40 副読本販売代金 10 せとっ子モアスクール等電気等使用料 504 スクールタクシー運行協力金 240
計	44,028	41,689	2,339	

## 平成27年度 学校教育課関係当初予算（案）

### 【歳 出】

(単位：千円)

事業名（目）	本年度	前年度	比較	主な歳出の内容及び査定金額
10-1-1 教育委員会費	2,897	2,889	8	教育委員会 委員報酬 6人 2,680 一般管理 217
10-1-2 事務局費	6,332	5,858	474	教育アクションプラン策定 1,500 私立高等学校事業費補助金 900 愛知朝鮮第七初級学校事業費補助金 700 瀬戸市小中学校P.T.A連絡協議会補助金 340 一般管理 2,892
10-1-3 教育指導費	155,740	124,486	31,254	教育支援委員会 委員報酬 3人 137 副読本配布 12,347 外国人児童生徒教育推進 6,531 未来創造 7,000 国際理解推進 36,288 基礎学力向上 3,520 適応指導推進 12,776 学校支援 21,100 職場体験推進 296 学校支援地域本部推進 396 まるっとせとっ子フェスタ実施 3,647 教員研修 3,206 児童生徒ヘルメット購入補助金 70 小中学校文化活動奨励補助金 300 教員研修助成金 100 一般管理 48,026
10-2-1 学校管理費 (小学校)	402,152	392,754	9,398	学校運営費等配分予算 78,074 教育用コンピュータ賃借料 75,245 校務用コンピュータ賃借料 10,502 光熱水費 126,908 し尿浄化槽管理委託 8,456 学校施設自動警備システム業務委託 3,473 その他施設管理 99,494
10-2-2 教育振興費 (小学校)	45,059	45,449	△ 390	学校教育施設整備備品購入 1,200 特別支援教育就学奨励 1,750 要保護・準要保護児童就学援助 42,109
10-2-3 学校建設費 (小学校)	42,159	159,970	△ 117,811	西陵小学校増築・改修工事設計業務委託 6,451 モアスクール設置改修工事 6,111 その他施設整備 29,597

事業名（目）	本年度	前年度	比較	主な歳出の内容及び査定金額	
10-3-1 学校管理費 (中学校)	205,141	198,088	7,053	学校運営費等配分予算 47,017 教育用コンピュータ賃借料 31,572 校務用コンピュータ賃借料 6,760 光熱水費 56,863 し尿浄化槽管理委託 3,679 学校施設自動警備システム業務委託 1,389 その他施設管理 57,861	
10-3-2 教育振興費 (中学校)	43,383	42,396	987	学校教育施設整備備品購入 1,200 特別支援教育就学奨励 2,491 要保護・準要保護生徒就学援助 39,692	
10-3-3 学校建設費 (中学校)	67,430	57,013	10,417	南山中学校校舎給水設備改修工事 33,000 光陵中学校体育館屋根改修工事 20,000 その他施設整備 14,430	
10-4-1 特別支援学校費	35,146	33,789	1,357	学校運営費等配分予算 2,265 教育用コンピュータ賃借料 1,379 校務用コンピュータ賃借料 1,177 光熱水費 4,469 施設管理、一般管理 25,856	
10-6-1 保健総務費	102,549	99,019	3,530	嘱託医師等報酬 95人 68,907 児童生徒・教職員健康診断 15,954 瀬戸市学校保健会補助金 1,130 瀬戸市中小学校体育連盟補助金 3,000 一般管理 13,558	
10-6-4 学校給食総務費	60,323	56,409	3,914	瀬戸市学校給食会補助金 8,697 瀬戸市学校給食会貸付金 3,200 一般管理 48,426	
10-6-5 学校給食センター費	127,500	122,818	4,682	学校給食センター運営委員会 委員報酬5人 37 配膳室整備 2,517 調理、配膳、運送等業務委託 91,289 施設管理 32,284 一般管理 1,373	
10-6-6 学校給食単独校費	200,838	170,024	30,814	単独校調理業務委託 12校 155,804 単独校給食室施設管理 19校 45,034	
計	1,496,649	1,510,962	△ 14,313		

※主要（重点）事業については、網掛けで表示

平成27年度 図書館関係当初予算（案）

【歳入】

(単位：千円)

事業名（目）	本年度	前年度	比較	主な歳入の内容及び査定金額
13-1-8 教育使用料	96	96	0	委託業者駐車使用料 96
13-2-6 教育手数料	90	100	△ 10	複写印刷 90
20-5-3 雑入	16	31	△ 15	瀬戸のことば販売代金 1 資料亡失代金 15
計	202	227	△ 25	

【歳出】

(単位：千円)

事業名（目）	本年度	前年度	比較	主な歳出の内容及び査定金額
10-5-3 図書館費	110,460	108,790	1,670	図書購入 24,484 移動図書館 1,018 文化講座・読書会育成 1,848 パルティせと情報ライブラリー 15,903 地域図書館 5,957 施設管理 4,610 一般管理 56,640
10-5-4 視聴覚費	1,096	1,288	△ 192	視聴覚ライブラリー運営委員会委員5人 73 視聴覚教材・機材購入 1,000 一般管理 23
計	111,556	110,078	1,478	

## 27年第7号議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係

条例の整理に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

平成27年2月12日提出

瀬戸市教育委員会

委員長 水野教雄

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸市旅費条例の一部改正)

第1条 瀬戸市旅費条例（昭和26年瀬戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(外国旅行の旅費) 第20条 本邦と外国との間における旅行及び外 国における旅行について支給する旅費の額は、 市長、副市長、 <u>教育長</u> 及び固定資産評価員にあ っては国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25年法律第114号。以下「旅費法」とい う。）第3章の規定により10級の職にある者 に支給される旅費相当額と、消防長、部長、会 計管理者、課長、課長補佐及びこれらに相当す る職にある者にあっては旅費法第3章の規定に より6級の職にある者に支給される旅費相当額 と、その他の職員にあっては旅費法第3章の規	(外国旅行の旅費) 第20条 本邦と外国との間における旅行及び外 国における旅行について支給する旅費の額は、 市長、副市長及び固定資産評価員にあっては國 家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法 律第114号。以下「旅費法」という。）第3 章の規定により10級の職にある者に支給され る旅費相当額と、消防長、部長、会計管理者、 課長、課長補佐及びこれらに相当する職にある 者にあっては旅費法第3章の規定により6級の 職にある者に支給される旅費相当額と、その他 の職員にあっては旅費法第3章の規定により4

定により 4 級の職にある者に支給される旅費相当額とする。

(随行旅費)

第 22 条 職員が市長、副市長、教育長、市議会議員又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 1 項に掲げる者の随行として旅行した場合は、これらと同額の旅費を支給することができる。

別表（第 16 条、第 17 条関係）

区分	宿泊料 (1 夜につき)	食卓料 (1 夜につき)
市長、副市長、 <u>教育</u> 長、固定資産評価員	15,000 円	2,400 円
<省略>	<省略>	<省略>

級の職にある者に支給される旅費相当額とする。

(随行旅費)

第 22 条 職員が市長、副市長、市議会議員又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 1 項に掲げる者の随行として旅行した場合は、これらと同額の旅費を支給することができます。

別表（第 16 条、第 17 条関係）

区分	宿泊料 (1 夜につき)	食卓料 (1 夜につき)
市長、副市長、固定資産評価員	15,000 円	2,400 円
<省略>	<省略>	<省略>

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 2 条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年瀬戸市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
区分	支給単位	報酬の額	区分	支給単位	報酬の額
(1) 教育委員会委員	月額	36,900 円	(1) 教育委員長	月額	38,800 円
<省略>	<省略>	<省略>	委員会委員	月額	36,900 円
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第 3 条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和 36 年瀬戸市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
(目的及び適用範囲)	(目的及び適用範囲)																		
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる常勤の特別職に属する職員（以下「特別職の職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる常勤の特別職に属する職員（以下「特別職の職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。																		
(1)及び(2) <省略>	(1)及び(2) <省略>																		
(3) <u>教育長</u>	(3) 固定資産評価員																		
(4) 固定資産評価員 (重複給与の禁止)	(重複給与の禁止)																		
第6条 副市長、 <u>教育長</u> 又は一般職に属する常勤の職員が固定資産評価員を兼ねるときは、固定資産評価員として受けるべき給与は支給しない。	第6条 副市長又は一般職に属する常勤の職員が固定資産評価員を兼ねるときは、固定資産評価員として受けるべき給与は支給しない。																		
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;省略&gt;</td> <td>&lt;省略&gt;</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>811,000</td> </tr> <tr> <td><u>教育長</u></td> <td><u>721,000</u></td> </tr> <tr> <td>&lt;省略&gt;</td> <td>&lt;省略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	<省略>	<省略>	副市長	811,000	<u>教育長</u>	<u>721,000</u>	<省略>	<省略>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;省略&gt;</td> <td>&lt;省略&gt;</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>811,000</td> </tr> <tr> <td>&lt;省略&gt;</td> <td>&lt;省略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	<省略>	<省略>	副市長	811,000	<省略>	<省略>
職名	給料月額																		
<省略>	<省略>																		
副市長	811,000																		
<u>教育長</u>	<u>721,000</u>																		
<省略>	<省略>																		
職名	給料月額																		
<省略>	<省略>																		
副市長	811,000																		
<省略>	<省略>																		

（瀬戸市議会委員会条例の一部改正）

第4条 瀬戸市議会委員会条例（昭和41年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(出席説明の要求)	(出席説明の要求)

第18条 委員会は、審査または調査のため、市長、 <u>教育長</u> 、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長および監査委員その他法律に基づく委員会の代表者または委員ならびにその委任または嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めるとするときは議長を経てしなければならない。	第18条 委員会は、審査または調査のため、市長、 <u>教育委員会の委員長</u> 、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長および監査委員その他法律に基づく委員会の代表者または委員ならびにその委任または嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めるとするときは議長を経てしなければならない。
---	---

(瀬戸市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第5条 瀬戸市特別職報酬等審議会条例（昭和41年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、市議会議員の議員報酬並びに市長、 <u>副市長及び教育長</u> の給与（以下「特別職の報酬等」という。）の額について公正を期することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、市議会議員の議員報酬並びに市長 <u>及び副市長</u> の給与（以下「特別職の報酬等」という。）の額について公正を期することを目的とする。
(組織) 第4条 <省略>	(組織) 第4条 <省略>
2 委員は、瀬戸市の地域内の公共的団体等の代表者 <u>及び</u> 住民のうちから、必要の <u>都度</u> 市長が任命する。	2 委員は、瀬戸市の地域内の公共的団体等の代表者 <u>および</u> 住民のうちから、必要の <u>つど</u> 市長が任命する。
(委員の任期) 第5条 委員の任期は、当該諮問に <u>係る</u> 審議が終え答申を行った日までとし、その翌日をもって解任されたものとする。	(委員の任期) 第5条 委員の任期は、当該諮問に <u>かかる</u> 審議が終え答申を行なった日までとし、その翌日をもって解任されたものとする。
(職務権限) 第6条 審議会は、次の各号に掲げる事務を行なう。 (1) 市長の諮問に応じて特別職の報酬等の額に	(職務権限) 第6条 審議会は、次の各号に掲げる事務を行なう。 (1) 市長の諮問に応じて特別職の報酬等の額に

<p>関して、その額が適正であるかどうかを調査 <u>及び審議を行うこと。</u></p> <p>(2) 市長に対して審議の答申を行なうこと。 (会長)</p> <p>第7条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 会長に事故があるとき、<u>又は</u>会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。</p>	<p>関して、その額が適正であるかどうかを調査 <u>および審議を行なうこと。</u></p> <p>(2) 市長に対して審議の答申を行なうこと。 (会長)</p> <p>第7条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 会長に事故があるとき、<u>または</u>会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。</p>
---	--

(瀬戸市教育委員会委員の定数を定める条例の一部改正)

第6条 瀬戸市教育委員会委員の定数を定める条例（平成20年瀬戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、瀬戸市教育委員会委員の定数を <u>6人</u> とすること。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、瀬戸市教育委員会委員の定数を <u>7人</u> とする。

(瀬戸市教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止)

第7条 瀬戸市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第5号）は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定により、

なお従前の例により在職するものとされた教育長のその任期中においては、改正後の瀬戸市旅費条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、特別職の職員の給与に関する条例、瀬戸市議会委員会条例、瀬戸市特別職報酬等審議会条例及び瀬戸市教育委員会委員の定数を定める条例の規定は適用せず、改正前の瀬戸市旅費条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、特別職の職員の給与に関する条例、瀬戸市議会委員会条例、瀬戸市特別職報酬等審議会条例及び瀬戸市教育委員会委員の定数を定める条例の規定並びに廃止する瀬戸市教育委員会教育長の給与等に関する条例は、なおその効力を有する。

#### (理 由)

この案を提出するのは、市議会に議案として提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取するため必要があるからである。

27年第8号議案

教育長の勤務時間等に関する条例の制定について

教育長の勤務時間等に関する条例を次のように定めるものとする。

平成27年2月12日提出

瀬戸市教育委員会

委員長 水野教雄

教育長の勤務時間等に関する条例

(勤務時間その他の勤務条件)

第1条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、他に特別の定めがある場合のほか、瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年瀬戸市条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、研修を受ける場合、その他教育委員会が別に定める場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定により、なお従前の例により在職するものとされた教育長のその任期中においては、この条例は適用しない。

(理 由)

この案を提出するのは、市議会に議案として提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取するため必要があるからである。

## 27年第9号議案

### 瀬戸市職員定数条例の一部改正について

瀬戸市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成27年2月12日提出

瀬戸市教育委員会

委員長 水野教雄

### 瀬戸市職員定数条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員定数条例（昭和36年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第19条及び第31条第3項</u> の規定に基づき、常勤の職員で一般職に属するもの（臨時的に任用される職員及び休職者を除く。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第21条及び第31条第3項</u> の規定に基づき、常勤の職員で一般職に属するもの（ <u>教育長、臨時的に任用される職員及び休職者を除く。</u> ）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)	(定数)
第2条 職員の定数は、次の各号に定めるところによる。	第2条 職員の定数は、次の各号に定めるところによる。
(1) <省略>	(1) <省略>
(2) 地方自治法第172条第3項に規定する職員のうち市長の補助機関たる職員 <u>515人</u>	(2) 地方自治法第172条第3項に規定する職員のうち市長の補助機関たる職員 <u>513人</u>
(3) 地方自治法第172条第3項に規定する職員のうち地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条に規定する企業職員 <u>37人</u>	(3) 地方自治法第172条第3項に規定する職員のうち地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条に規定する企業職員 <u>38人</u>
(4)から(9)まで <省略>	(4)から(9)まで <省略>
(10) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第19条に規定する教育委員会の事務局の職員 26人	(10) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第21条に規定する教育委員会の事務局の職員 26人
(11) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第31条第3項に規定する学校、図書館その他の教育機関の職員 <u>40人</u>	(11) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第31条第3項に規定する学校、図書館その他の教育機関の職員 <u>43人</u>
2及び3 <省略>	2及び3 <省略>

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### （経過措置）

2 この条例の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定により、なお従前の例により在職するものとされた教育長のその任期中においては、この条例による改正前の瀬戸市職員定数条例第1条中教育長に関する部分は、なおその効力を有する。

### （理 由）

この案を提出するのは、市議会に議案として提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取するため必要があるからである。

27年第10号議案

愛日地方教育事務協議会規約の一部変更について

愛日地方教育事務協議会規約の一部を変更する規約を次のとおり定める  
ものとする。

平成27年2月12日提出

瀬戸市教育委員会

委員長 水野教雄

愛日地方教育事務協議会規約の一部を変更する規約

愛日地方教育事務協議会規約（昭和33年瀬戸市告示第30号）の一部  
を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように変更する。

変更後	変更前
(委員)	(委員)
第8条 委員は、次の者をもって、これに充て る。	第8条 委員は、次の者をもって、これに充て る。
(1) 関係市町教育委員会の <u>教育長</u> (2) 関係市町教育委員会が協議により定めた関 係市町教育委員会の委員の1人	(1) 関係市町教育委員会の <u>委員長</u> (2) 関係市町教育委員会の <u>教育長</u>
2 <省略>	2 <省略>

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運  
営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）によ  
る改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律

第162号) 第16条第1項の教育長) としての任期が満了する日(当該満了する日前に教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日)までのこの規約による変更前の愛日地方教育事務協議会規約第8条第1項の規定は、なお従前の例による。

(理由)

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の一部改正に伴い、愛日地方教育事務協議会規約の一部を変更するに当たり、同法第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取するため必要があるからである。

2015年1月29日

瀬戸市教育委員会  
教育委員長様

2015年「戦争を肯定する教科書」の採択を許さない愛知県実行委員会  
代表：安川 寿之輔（名古屋大学名誉教授）  
事務局：名古屋市立高等学校教員組合（名高教）  
460-0007 中区新栄1-49-10 愛知県教育会館内  
TEL052-261-1117 FAX052-261-5684

### 教科書採択に関する教育委員会の職務執行に関する要請書

貴職におかれでは、職務遂行のためご精勤、ご苦労様です。

さて、わたしども『2015年「戦争を肯定する教科書」の採択を許さない愛知県実行委員会』は、愛知県内の市民団体・労働組合・市民・教職員等で構成する自主的な団体です。来年度の中学校の社会科教科書採択で「侵略戦争を肯定し美化する教科書」や「日本国憲法を否定し変質させる教科書」が採択されることを危惧する県民や団体が集い、昨年10月に本会を結成しました。

昨年6月に、貴職の拠り所である、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法と略記）が大きく改定され、教科書採択事務に関わっても、法の趣旨の理解に搖れが生じている現状があります。地教行法の施行は2015年4月1日ですが、移行準備を進めていると思われますので、国会論議等を踏まえて本会としての見解を述べつつ、下記の諸点について、貴職が厳正な職務執行をされるよう強く要請いたします。

記



#### 1 独立した行政委員会としての教育委員会の地位と権限を維持してください。

今回の法改定によっても、教育委員会の行政委員会としての合議体と独立性には変更がなく、首長と対等な執行機関です。新教育長も、教育委員会の決定方針に従って事務を執行する教育委員会の（最終責任者ではなく）代表です。

#### 2 総合教育会議の協議題に教科書採択方針を入れないようにしてください。

地教行法第21条第6号「教科書その他の教材の取扱いに関すること」により、教科書の採択は教委の専権事務です。同法第1条の4第4項「教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要が

あると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる」とされ、2014年7月17日付の文科省通知でも「教科書採択の方針、教職員の人事の基準については、予算等の地方公共団体の長の権限に関わらない事項であり、調整の対象にはならないものの、協議することは考えられるものである」とされています。しかし、「教科書採択は教育委員会の専権事務」が大原則ですから、同通知の「総合教育会議においては、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とするべきではない」との解釈が当然優先します。教科書採択方針は協議題としてなじまないものです。

なお、同法第1条の4第6項の但し書きを拡大解釈することなく、総合教育会議を全面公開するよう首長に働きかけてください。

### 3 教育施策大綱に教科書採択方針を書き込むことがないようにしてください。

上記通知では、大綱の主たる記載事項は首長の有する権限に係る事項とされており、「大綱には、地方公共団体の長の権限に関わらない事項（教科書採択の方針、教職員の人事の基準等）について、教育委員会が適切と判断して記載することも考えられる」とされていますが、これはあくまでも例外で、総合教育会議で協議・調整された事項を大綱に記載することが大原則です。したがってまた、同通知は「地方公共団体の長が、教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではない」としていますが、協議・調整が行われていない方針を首長が独断で書き込むことがないように留意してください。

### 4 採択地区協議会委員を適正・公正に指名してください。

義務教育諸学校教科用図書無償措置法も昨年4月19日に改定されました。2014年9月3日付の文科省の同法改正施行規則等の公布通知によれば、「共同採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づき教科書を採択しなければならないものであるから、採択地区協議会の委員は、教育委員会の代表者となる教育長を含めることとするなど、それぞれの市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう、選任する必要があること」と書かれていますが、教育長云々はあくまでも例示であって、例示は例示に過ぎません。2014年11月17日付文科省事務連絡「採択地区協議会に関するQ&A」が、「どのような者を委員として選任するかについては、各地域の実情に応じ、ご判断いただくこととなります」というとおりです。大事なことは、指名の基準や根拠を明確にし、説明責任を果たすことです。教育長に白紙委任することは法の趣旨に反することになります。

以上

平成27年3月 定例教育委員会日程表

月・日	曜日	件 名		
3・1	(日)			
2	月			
3	火			
4	水			
5	木	中学校卒業式		全委員
6	金			
7	(土)			
8	(日)			
9	月			
10	火			
11	水	瀬戸特別支援学校 定例会事前打合せ 定例教育委員会	中学部・高等部卒業式 午後 1時30分～ 文化センター3階32会議室 午後 2時00分～ " 1階12会議室	全委員 " " "
12	木	瀬戸特別支援学校 愛日地方教育事務協議会	小学部卒業式 午後2時00分～ 三の丸庁舎	委員長
13	金			
14	(土)			
15	(日)			
16	月			
17	火			
18	水			
19	木			
20	金	小学校卒業式		全委員
21	(土)	春分の日		
22	(日)			
23	月			
24	火			
25	水			
26	木			
27	金			
28	(土)			
29	(日)			
30	月			
31	火			

4月8日(水) 定例教育委員会事前打合せ 午後1時30分～ 文化センター 32会議室

定例教育委員会 午後2時00分～ " 12会議室

4月9日(木) 愛日地方教育事務協議会 午後2時00分～ 三の丸庁舎 (委員長・教育長)